

国家税務総局

政府が外商投資の企業所得税優遇政策を停止することの処理問題に関する批復

国税函[2010]69号

江蘇省国家税務局：

貴局の《政府が外商投資の企業所得税優遇政策を停止することの処理問題に関する伺い》（蘇国税発[2009]88号）を受け取った。外商投資企業が国家発展計画調整（都市建設計画等を含む）のために閉鎖を命じられそして清算することで原《中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法》及び過渡的政策で条件を規定している税収優遇に符合しなくなることによりもたされる処理問題に関して、検討を経て、以下のとおり批復する。

一、原《中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則》第七十九条の規定に基づいて、当該条の規定に従って既に享受した企業所得税優遇税額を追納または返還しなければならない。

二、外商投資企業及び外国企業は原《財政部 国家税務総局：外商投資企業及び外国企業が国産設備を購投資した際の企業所得税控除の関連問題に関する通知》（財税字[2000]049号）の関連規定に照らして既に投資控除を享受した2007年12月31日以前に購入した国産設備が、購入設置日より5年以内にリース、譲渡されている場合、リース・譲渡行為の発生が2008年1月1日以前または以降であるか否かを問わず、全てにおいてリース・譲渡時に当該購入設備について既に控除した企業所得税税額を追納しなければならない。

三、外商投資企業の外国投資者が《中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法》第十条の規定に照らして、企業が取得した利益から2007年12月31日以前に直接当該企業に再投資する、登録資本を増加する、または資本としてその他の外商投資企業を投資設立し、経営期間が5年を下回らずそして税務機関の批准を経て既にその再投資部分の納付済所得税の40%の税額を還付を受けているような場合で、再投資が5年に満たないで撤退する場合、既に還付された税額を返還しなければならない。

国家税務総局

二〇一〇年二月十二日

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司／呉 明憲）